

## 05 法務省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 検討要請

|                       |                        |                |         |  |
|-----------------------|------------------------|----------------|---------|--|
| <b>管理コード</b>          | —                      | <b>プロジェクト名</b> |         |  |
| <b>要望事項<br/>(事項名)</b> | 外国人単純労働者における企業内転勤の一部自由 | 都道府県           | 青森県     |  |
|                       | 化                      | 提案事項管理番号       | 1001010 |  |
| <b>提案主体名</b>          | 個人                     |                |         |  |

|                    |              |
|--------------------|--------------|
| <b>制度の所管・関係府省庁</b> | 法務省<br>厚生労働省 |
|--------------------|--------------|

|                        |  |
|------------------------|--|
| <b>求める措置の具体的内容</b>     | 国内に本社があり、外国に現地工場を有する企業において、外国人単純労働者の国内事業所への企業内転勤の一部自由化を推進する。   |
| <b>具体的事業の実施内容・提案理由</b> | <p>現在出入国管理及び難民認定法の企業内転勤においては、高度な技術者等のみの在留資格を認めているが、これからは外国人の良質な単純労働者(中度技術者)を、国内に一定条件のもとに治外法権的に受け入れる必要があると考えられる。そのため、現地事業所で6ヶ月以上勤務した者に対して、国内事業所への転勤を原則自由化するべきである。企業が国内に生産拠点を部分シフトすることにより、流通コストの削減と国内での設備投資及び流通が増え再活性化につながる効果がある。</p> <p>またそれに伴う国内の労働市場への影響については、治外法権的に特定工場の中だけで実施され(労働基準法・最低賃金法の除外)、一般国民とは区別されるので国内への影響は皆無と予想される。</p> <p>治安に関しても、研修生制度と違い現地ブローカーの介在がなく、現地事業所の勤務成績により企業責任で転勤が実施されると推察されるので、影響はないと思われる。</p> |

## 05 法務省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 検討要請

|                       |                                 |                 |         |  |
|-----------------------|---------------------------------|-----------------|---------|--|
| <b>管理コード</b>          | —                               | <b>プロジェクト名</b>  |         |  |
| <b>要望事項<br/>(事項名)</b> | 行政書士の「代理人としての内容証明郵便作成・送付業務」の明確化 | <b>都道府県</b>     | 香川県     |  |
|                       |                                 | <b>提案事項管理番号</b> | 1015020 |  |
| <b>提案主体名</b>          | 個人                              |                 |         |  |

|                    |            |
|--------------------|------------|
| <b>制度の所管・関係府省庁</b> | 総務省<br>法務省 |
|--------------------|------------|

|                        |   |
|------------------------|---|
| <b>求める措置の具体的内容</b>     | 行政書士が「代理人としての内容証明郵便作成・送付業務」を行えることを、有権解釈その他の方法で明確化する。  |
| <b>具体的事業の実施内容・提案理由</b> | <p>2001年成立の改正行政書士法第1条の3第2号「行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成すること」により、行政書士は代理人として内容証明郵便作成業務を行えるようになり、付随して送付業務も行えると解釈できる。2003年成立の改正弁護士法72条により、各士業法(行政書士法、司法書士法、弁理士法、税理士法)との調整が行われた。ところが、行政書士の「代理人としての内容証明郵便作成・送付業務」は弁護士法72条違反だという者がいる。行政書士の「代理人としての内容証明郵便作成・送付業務」を明確化することにより、国民が安心して行政書士を活用できるようになり国民の利便性が向上する。</p> <p>なお、行政書士には行政書士試験(民法等法令科目が出題)により能力担保がなされており、行政書士法や行政書士倫理等により倫理に関する担保もなされている。</p> |

## 05 法務省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 検討要請

|               |                               |          |         |  |
|---------------|-------------------------------|----------|---------|--|
| 管理コード         | —                             | プロジェクト名  |         |  |
| 要望事項<br>(事項名) | 行政書士の「紛争性のない契約締結代理業務」の明<br>確化 | 都道府県     | 香川県     |  |
|               |                               | 提案事項管理番号 | 1015030 |  |
| 提案主体名         | 個人                            |          |         |  |

|             |            |
|-------------|------------|
| 制度の所管・関係府省庁 | 総務省<br>法務省 |
|-------------|------------|

|                 |   |
|-----------------|---|
| 求める措置の具体的内容     | 行政書士の「紛争性のない契約締結代理業務」を、行政書士法に「行政書士は契約の締結の代理若しくは媒介を行い、若しくはこれらに関する相談に応じることを業とすることができる。」と規定する。   |
| 具体的事業の実施内容・提案理由 | <p>2001年成立の改正行政書士法第1条の3第2号「行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成すること」について、行政書士法を所管する総務省の有権解釈として、「直接契約代理を行政書士の業務として位置づけるものではないが、行政書士が業務として契約代理を行い得るとの意味を含むものであると解される。」(総務省行政課二瓶博昭「行政書士法の一部改正について」地方自治646号92頁・2001年)とある。</p> <p>国民が安心して行政書士に「紛争性のない契約締結代理業務」を依頼できるよう、行政書士法に「紛争性のない契約締結代理業務」を規定すべきである。</p> <p>法務省が総務省の有権解釈を否定することは越権行為である。</p> <p>「紛争性のない契約締結代理業務」には交渉能力(交渉に関する知識・技術)が必要であるが、仮に「紛争性のない契約締結代理業務」が弁護士法第72条の規制対象で、弁護士独占業務とすると、司法試験科目に交渉学はなく、弁護士には交渉能力の担保措置がなされていないので、弁護士独占業務は極めて不合理である。</p> |

## 05 法務省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 検討要請

|               |               |          |         |  |
|---------------|---------------|----------|---------|--|
| 管理コード         | —             | プロジェクト名  |         |  |
| 要望事項<br>(事項名) | 平和巡礼特区        | 都道府県     | 広島県     |  |
|               |               | 提案事項管理番号 | 1023010 |  |
| 提案主体名         | ワールド・ピース・ヒロシマ |          |         |  |

|             |            |
|-------------|------------|
| 制度の所管・関係府省庁 | 法務省<br>外務省 |
|-------------|------------|

|                 |   |
|-----------------|---|
| 求める措置の具体的内容     | <p>外国人が平和について学ぶ、あるいは認識を深めることを目的とするような観光目的で我が国へ入国する場合には、90日以内の「短期滞在」という在留資格が認められ、査証が必要な場合には、在留資格が認められたことに伴い、通常5業務日程度で発給されること、『広島 平和巡礼』という特別な在留資格(在留期間は平和巡礼修了まで)を規定し、その際、査証は免除とする。</p>  |
| 具体的事業の実施内容・提案理由 | <p>提案理由：<br/>広島を名実共に世界の平和の聖地とするための『平和巡礼都市 HIROSHIMA ブランドの確立』を図る目的で、地球人類の来広を促進させるために独自の法整備を必要とする。目指す姿は、ヒロシマ発の国、民族、宗教を超えた真の平和体験空間。<br/>「広島再生」には内需中心の経済活性化策が必須であり、雇用創出の観点からも、魅力溢れる広島観光まちづくりの機運を高め、一大土木観光事業『未来の世界遺産 “バウムクーヘンの街 HIROSHIMA”』推進の契機としたい。</p> <p>予防措置：<br/>懸念される、我が国の安全・安心を脅かす外国人、テロリストや犯罪者などの入国者に対しては厳格な対応を行う必要がある。<br/>その対策として『広島 平和巡礼』では</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 「平和巡礼区域」を指定する</li> <li>② 予め、その旅程を事前申告する</li> <li>③ GPS等の最新技術の導入により平和巡礼者の現在位置を常時把握する</li> </ol> <p>など、事実上厳重なる安全管理下での「平和体験学習」を基本とする。<br/>そして、仮にテロリストが入国した場合であっても、テロを放棄するぐらいの内容の「平和体験学習」でなければならないと考える。</p> |

## 05 法務省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 検討要請

|                      |         |                 |         |
|----------------------|---------|-----------------|---------|
| <b>管理コード</b>         | —       | <b>プロジェクト名</b>  |         |
| <b>要望事項</b><br>(事項名) | 医療ビザの創設 | <b>都道府県</b>     | 兵庫県     |
|                      |         | <b>提案事項管理番号</b> | 1030010 |
| <b>提案主体名</b>         | 兵庫県     |                 |         |

|                    |            |
|--------------------|------------|
| <b>制度の所管・関係府省庁</b> | 法務省<br>外務省 |
|--------------------|------------|

|                        |   |
|------------------------|---|
| <b>求める措置の具体的内容</b>     | <p>外国人患者が、日本国内の高度先端的な医療機関を受診する場合、検査から治療、回復に至るまで十分滞在できる査証(医療ビザ)を創設し、迅速に発給できるようにする。</p>   |
| <b>具体的事業の実施内容・提案理由</b> | <p>現行の出入国管理及び難民認定法では、外国人患者が日本の医療機関で受診する場合、短期滞在ビザを申請し、90日間の在留が可能だが、病状によっては、その期間内に十分な治療が行えないケースもある。</p> <p>高度医療を必要とする外国人のニーズに応えるため、外国人患者が日本国内の高度先端的な医療機関等を受診する場合、検査から治療、回復に至るまで十分滞在できる査証(医療ビザ)を創設し、迅速に発給できるようにする必要がある。</p> <p>(対象となる医療機関)</p> <p>一定の条件を満たすとして国の認定を受けた医療機関</p> <p>(認定の条件例)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 内視鏡手術や粒子線治療などの先端医療を実施していること</li> <li>② 医療通訳などの外国人受け入れ体制が整っていること</li> </ol> |

## 05 法務省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 検討要請

|               |   |          |         |  |
|---------------|---|----------|---------|--|
| 管理コード         | —   | プロジェクト名  |         |  |
| 要望事項<br>(事項名) | 「投資・経営」、「技術」、「人文知識・国際業務」の在留資格を有する外国人の親への長期在留資格の付与 | 都道府県     | 兵庫県     |  |
|               |   | 提案事項管理番号 | 1030050 |  |
| 提案主体名         | 兵庫県   |          |         |  |

|             |              |
|-------------|--------------|
| 制度の所管・関係府省庁 | 法務省<br>厚生労働省 |
|-------------|--------------|

|                 |  |
|-----------------|--|
| 求める措置の具体的内容     | <p>成長産業分野であって資本金1億円以上の本社設置外資系企業について、在留資格「投資・経営」「技術」「人文知識・国際業務」を有する外国人在籍者の親の活動を、在留資格「特定活動」に追加する。</p>  |
| 具体的事業の実施内容・提案理由 | <p>兵庫・神戸は、開港以来、国際都市として発展してきた歴史を有し、外国・外資系企業の経済活動が活発で、世界的な外資系企業が本社を設置している。これら大企業は地域経済に大きく寄与するなか、とりわけ、成長事業を展開する企業活動は、今後の地域経済の発展において極めて重要である。</p> <p>これら成長事業を展開する大企業の外国人経営者や経営幹部層なども範囲に含む、高度な人材の獲得は、外国人と日本人が共生して発展してきた当地域の経済成長や雇用創出に必要不可欠である。いわゆる高度人材の親の在留が認められたことを踏まえ、当地域にとって同程度に重要である外国人経営者等が、親の問題で入国が困難になったり、在留を断念することがないよう、親の活動を「特定活動」に加えることを求めるものである。</p> <p>なお、本提案は適用条件も限定しており、家族滞在の拡大を求めたものではなく、一定の条件をみたく経営者等が、親の在留期間が障害となり入国を断念しないよう規制緩和を求めるものである。</p> |

## 05 法務省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 検討要請

|                       |                                    |                 |         |  |
|-----------------------|------------------------------------|-----------------|---------|--|
| <b>管理コード</b>          | —                                  | <b>プロジェクト名</b>  |         |  |
| <b>要望事項<br/>(事項名)</b> | 一般ビザ(文化活動)について在留期間の延長と就労を可能とする規制緩和 | <b>都道府県</b>     | 京都府     |  |
|                       |                                    | <b>提案事項管理番号</b> | 1037010 |  |
| <b>提案主体名</b>          | 特定非営利活動法人日本料理アカデミー、京都市             |                 |         |  |

|                    |     |
|--------------------|-----|
| <b>制度の所管・関係府省庁</b> | 法務省 |
|--------------------|-----|

|                        |   |
|------------------------|---|
| <b>求める措置の具体的内容</b>     | <p>外国人が日本料理店で報酬を得て就労し、必要期間、京都の食文化や京料理の知識・技能を学ぶために滞在できるよう要件を緩和する。</p>  |
| <b>具体的事業の実施内容・提案理由</b> | <p>伝統と文化に根ざした京都の食文化や京料理は、海外での注目も高く、その食文化を学びたいという外国人も増加しており、日本料理アカデミーでは、日本料理を広く世界に普及するため、海外の料理人との交流等に取り組んでいる。</p> <p>しかし、外国人が必要期間日本に滞在し、実際に日本料理店で就労しながら、京都の食文化や京料理の知識、技能を学ぶには、法的規制が多く、現行の在留資格制度においては、十分な技能を身に付けることが困難である。</p> <p>一方、料理に携わる外国人が京都の食文化や京料理を学ぶことは、歴史に培われた京都の伝統文化を世界に発信する機会ともなり、観光立国日本の戦略的拠点として重要な役割を担う京都のブランド力を向上させ、海外からの観光客の誘致にも大きく貢献するものと期待できる。</p> <p>そこで、外国人が日本料理を習得するため環境整備として、在留資格「文化活動」の在留期間の延長(2年程度)と、就労を可能とするよう要件の緩和を求める。</p> <p>一般ビザ(文化活動)での受入れに対しては、年間に20名以上の希望者がある。また、特定非営利活動法人日本料理アカデミーでは、2005年以降毎年、海外より話題の料理人を招聘し、研修を行っており、これまでに総数34名の料理人を迎えている。</p> <p>対象となる外国人は、料理長・副料理長クラス、及びそれに準じる能力・実務経験を有する者、あるいは出身国において影響力のある料理人を想定している。</p> |

## 05 法務省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 検討要請

|               |                                    |         |          |         |
|---------------|------------------------------------|---------|----------|---------|
| 管理コード         | —                                  | プロジェクト名 | 成長戦略拠点特区 |         |
| 要望事項<br>(事項名) | 外国人弁護士のライセンス認可による日本でのビジネスモデル化のサポート |         | 都道府県     | 大阪府     |
|               |                                    |         | 提案事項管理番号 | 1057020 |
| 提案主体名         | 大阪市                                |         |          |         |

|             |     |
|-------------|-----|
| 制度の所管・関係府省庁 | 法務省 |
|-------------|-----|

|                 |   |
|-----------------|---|
| 求める措置の具体的内容     | <p>国際的な法的需要に適切に対応する観点から、外国法事務弁護士(外弁)事務所についても日本弁護士と同様の位置付けで法人化を求める。</p>  |
| 具体的事業の実施内容・提案理由 | <p>現行の制度では、弁護士は、組合組織又は法人組織(弁護士法人)において法律事務の提供を可能としているが、外国法事務弁護士は、法人組織により、法律事務を提供することが許されていない現状の中、近年では、弁護士と外国法事務弁護士とが提携し合い、協働して関係を構築する必要性が高まっており、現行制度では、弁護士と外国法事務弁護士が組合組織によって共同して法律事務を提供することができる(外国法共同事業)ものの、法人組織によって共同して法律事務を提供することが許されていない。</p> <p>このように、現行制度は、弁護士及び外国法事務弁護士の自由な活動環境を十分に確保したものでなく、その制度的基盤を整備するためにも、外国法事務弁護士が法人組織により法律事務を提供することができるように規制緩和を実施するとともに、弁護士及び外国法事務弁護士が共同して法人組織により法律事務を提供することができるような規制緩和を提案する。</p> <p>そのことは、我が国の弁護士の育成につながるとともに、海外の優秀な外国弁護士の確保においても有効であり、大阪市がすすめる海外企業の誘致に対しても大変有効な条件となるものである。</p> |



## 05 法務省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 検討要請

|               |                               |          |          |  |
|---------------|-------------------------------|----------|----------|--|
| 管理コード         | —                             | プロジェクト名  | 成長戦略拠点特区 |  |
| 要望事項<br>(事項名) | 国際コンベンション関係者の出入国手続きの簡素化・案内の充実 | 都道府県     | 大阪府      |  |
|               |                               | 提案事項管理番号 | 1057030  |  |
| 提案主体名         | 大阪市                           |          |          |  |

|             |     |
|-------------|-----|
| 制度の所管・関係府省庁 | 法務省 |
|-------------|-----|

|   |
|---|
| 求める措置の具体的内容   |
| <p>国際会議等の関係者の出入国手続き臨時専用レーン設置の制度化及び到着ゲートから入国手続きを簡素化するとともに、案内・接遇のための旅具検査場への立ち入りに対して許可を求める。</p> <p>(1)国際コンベンション関係者の出入国審査における臨時専用レーンの設置について</p>   |
| 具体的事業の実施内容・提案理由   |
| <p>大規模な国際会議の誘致にあたっては、受入態勢の一環として国際空港でのゲートから市内の会場・宿泊施設までの迅速・快適な誘導が求められる。</p> <p>特に規制区域である空港の到着ゲートから入国審査・旅具検査場など入国までの誘導が必要とされるが、一般参加者の誘導のための人的配置が認められていない状況である。</p> <p>構造改革特区の第 11 次提案において、国際会議等の出席者への必要に応じた臨時専用レーンの設置との提案に対して、「国際会議等への出席者については、会議等の主催者等からの便宜供与依頼などにより、事前に参加者名・参加人数・入国時間帯等の情報を受けた上で、航空会社によるレーンへの確実な誘導があれば、入国審査時に必要に応じて臨時専用レーン等を設けることとする。」とされた。</p> <p>しかし、国際会議の誘致にあたっては、臨時専用レーンの設置などを誘致の段階でPRできなければ効果がない。また、大規模な国際会議では参加者が様々な航空会社を利用して入国することから個々の航空会社に対して確実な誘導を依頼することは困難である。</p> <p>このことから、大規模な国際会議にあたっては関係者の出入国手続き臨時専用レーン設置など内容の充実がポイントとなっており、制度化されていない日本は不利になっている。</p> <p>また、大規模な国際会議では出席者を到着ゲートから入国審査・旅具検査場まで誘導するためには、誘導のために人を配置する必要があるが、現状では特別な事例を除いて許可されていない状況である。これについても、大規模な国際会議の誘致にあたっては、人的配置が可能となるように制度化が必要である。</p> |

## 05 法務省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 検討要請

|               |                               |          |          |  |
|---------------|-------------------------------|----------|----------|--|
| 管理コード         | —                             | プロジェクト名  | 成長戦略拠点特区 |  |
| 要望事項<br>(事項名) | 国際コンベンション関係者の出入国手続きの簡素化・案内の充実 | 都道府県     | 大阪府      |  |
| 提案主体名         |                               | 提案事項管理番号 | 1057031  |  |
| 提案主体名         | 大阪市                           |          |          |  |

|             |                     |
|-------------|---------------------|
| 制度の所管・関係府省庁 | 法務省<br>財務省<br>国土交通省 |
|-------------|---------------------|

|   |
|---|
| 求める措置の具体的内容   |
| <p>国際会議等の関係者の出入国手続き臨時専用レーン設置の制度化及び到着ゲートから入国手続きを簡素化するとともに、案内・接遇のための旅具検査場への立ち入りに対して許可を求める。</p> <p>(2)国際コンベンション関係者の誘導のため、到着ゲート等へ人を配置することについて</p>   |
| 具体的事業の実施内容・提案理由   |
| <p>大規模な国際会議の誘致にあたっては、受入態勢の一環として国際空港でのゲートから市内の会場・宿泊施設までの迅速・快適な誘導が求められる。</p> <p>特に規制区域である空港の到着ゲートから入国審査・旅具検査場など入国までの誘導が必要とされるが、一般参加者の誘導のための人的配置が認められていない状況である。</p> <p>構造改革特区の第 11 次提案において、国際会議等の出席者への必要に応じた臨時専用レーンの設置との提案に対して、「国際会議等への出席者については、会議等の主催者等からの便宜供与依頼などにより、事前に参加者名・参加人数・入国時間帯等の情報を受けた上で、航空会社によるレーンへの確実な誘導があれば、入国審査時に必要に応じて臨時専用レーン等を設けることとする。」とされた。</p> <p>しかし、国際会議の誘致にあたっては、臨時専用レーンの設置などを誘致の段階でPRできなければ効果がない。また、大規模な国際会議では参加者が様々な航空会社を利用して入国することから個々の航空会社に対して確実な誘導を依頼することは困難である。</p> <p>このことから、大規模な国際会議にあたっては関係者の出入国手続き臨時専用レーン設置など内容の充実がポイントとなっており、制度化されていない日本は不利になっている。</p> <p>また、大規模な国際会議では出席者を到着ゲートから入国審査・旅具検査場まで誘導するためには、誘導のために人を配置する必要があるが、現状では特別な事例を除いて許可されていない状況である。これについても、大規模な国際会議の誘致にあたっては、人的配置が可能となるように制度化が必要である。</p> |

## 05 法務省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 検討要請

|                       |                       |                 |           |  |
|-----------------------|-----------------------|-----------------|-----------|--|
| <b>管理コード</b>          | —                     | <b>プロジェクト名</b>  | エコポイント宝くじ |  |
| <b>要望事項<br/>(事項名)</b> | エコポイント宝くじに特化した特別立法の措置 | <b>都道府県</b>     | 福井県       |  |
|                       |                       | <b>提案事項管理番号</b> | 1058010   |  |
| <b>提案主体名</b>          | (株)市姫商事、福井県商工会議所      |                 |           |  |

|                    |                                     |
|--------------------|-------------------------------------|
| <b>制度の所管・関係府省庁</b> | 総務省<br>法務省<br>経済産業省<br>国土交通省<br>環境省 |
|--------------------|-------------------------------------|

|                        |   |
|------------------------|---|
| <b>求める措置の具体的内容</b>     | <p>第16次経済改革特区に(株)市姫商事が取得済みのビジネス特許のスキームによって立案提出したビジネスモデルプランに対して関係4省の回答はすべて立法化以外に道無しとの回答であった。ゆえに各省の意向に沿うためにも立法化を図り、政府が求める地球温暖化防止および経済活性化を推進されたい。</p>  |
| <b>具体的事業の実施内容・提案理由</b> | <p>①エコポイント宝くじ特別立法設立で地球温暖化を止める<br/>                 CO2-25%削減は、日本が世界に対して約束したマニフェストである。よって世界共通の目的を達成するための大義名分のために立案、協議実行する基本となるものである。</p> <p>②エコポイントの集約化は経済活性化の活路となる<br/>                 近代産業が急速に集約化する中において、ポイント&amp;マイル部分については集約化が進んでいない。最大の原因は発注主体企業等がなるべく権利を行使しない期限付きで失権する事に外ならない。現況の経済界においては新しい形態のイノベーションの実施こそ事業発展のキーポイントとも言われている。財源なき政府経済施策においては、現在又は将来において1000ポイント単位のクーポン又はネット上における決済等を通じて経済流通上にポイントを企業通貨として利用すれば、昨年より発行のグリーン家電エコポイント・エコカー補助金・住宅関連エコポイント等の合計は約9000億、専門業者の説によれば約4倍の3兆6000億の経済波及効果ありと断じられている。</p> <p>③現在政府が求めているものは、内需拡大の施策である<br/>                 現在実行中の予算の中のポイント部分統一化を計る事によって、全国民に対してシンプルで分かりやすく、新たな形態の経済方針が示された事となる。本事業の推進によって、企業各社もエコ協賛ポイントを発行する様になると考えられる。いずれにしても、国民に対して、夢と希望とロマンを与え、感動・感激・スリルが口コミで広がり、国民の中へファッション的な経済思想を植えつけることが最大のテーマであると思う。</p> |

## 05 法務省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 検討要請

|                      |             |                 |         |
|----------------------|-------------|-----------------|---------|
| <b>管理コード</b>         | —           | <b>プロジェクト名</b>  |         |
| <b>要望事項</b><br>(事項名) | 小規模金融構造改革特区 | <b>都道府県</b>     | 大阪府     |
|                      |             | <b>提案事項管理番号</b> | 1066010 |
| <b>提案主体名</b>         | 大阪府         |                 |         |

|                    |                    |
|--------------------|--------------------|
| <b>制度の所管・関係府省庁</b> | 金融庁<br>法務省<br>消費者庁 |
|--------------------|--------------------|

|                    |  |
|--------------------|--|
| <b>求める措置の具体的内容</b> | <p>○アクセス自由な小規模金融市場の創設</p> <p>(1)短期つなぎ資金等にかかる上限金利の規制緩和</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■1年以内の貸付 上限金利 29.2%</li> <li>■小額の貸付(20万円以内) 29.2%</li> </ul> <p>(2)返済が見込まれる場合にかかる規制の緩和(総量規制は以下の場合には適用除外)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■返済能力があると認められる場合</li> </ul> <p style="margin-left: 20px;">返済能力の算定式</p> $\{(\text{総収入} - (\text{必要生活費} + \text{住居費})) \times 0.9 \geq \text{年間総返済額}\}$ <p>*条件:貸付額は算定式左辺の4年分を上限<br/>72ヶ月以内に返済完了</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■専業主婦の小額貸付</li> </ul> <p style="margin-left: 20px;">小額:上限50万円</p> <p>上記(1)、(2)の融資を行う場合、返済能力を超える過剰貸付を防止するため、貸金業者は府による認証を受けることを義務化</p> <p>○府独自の相談支援制度の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援機関(ADR)の設置し、債務整理の支援・促進を図るとともに、相談援助のため、SW・COを配置</li> </ul> |
|--------------------|--|

|                        |  |
|------------------------|--|
| <b>具体的事業の実施内容・提案理由</b> | <p>○アクセス自由な小規模金融市場の創設</p> <p>(1)について</p> <p>①現状:小規模零細事業者が短期(つなぎ)資金を銀行から借り入れることは現実的で無く、地域の貸金業者から資金調達を行ってきたケースが少なくない。</p> <p>②問題点:上限金利規制により、この資金調達の手段がなくなることは、受注機会を逃すなど経営に支障を来し、経済的に不利益をもたらす。</p> <p>③解決策:ニーズの高い短期的な資金については、その金利や貸付額を厳格に法令遵守を行う等一定の要件の下、自由な市場に委ねる。</p> <p>④効果:事業者は、金利が高くても適時に必要な資金を得ることにより、経営を安定的に行うことが可能となる。</p> <p>(2)について</p> <p>①現状:府調査では、貸金業利用者の約半数が総量規制に抵触しており、新たな借り入れができなくなることが懸念されるが、これら利用者のすべてが返済困難な状態にあるものではない。</p> <p>②問題点:総量規制に抵触する貸金業利用者に資金需要が発生した際、資金を調達できず不要な破綻に結びつく可能性がある。</p> |
|------------------------|--|

③解決策:返済能力があると認められる場合は、総量規制の対象外とする。

④効果:資金需要者の利便性を高める。

(1)(2)共通

④効果:(1)(2)を実施することにより、金融の円滑化を促し、ひいては経済の活性化を図る。

○府独自の相談支援制度の創設

①現状:返済困難者・返済困難者になるおそれのある者に対する十分な相談機能などのセーフティーネットが用意されていない。

②問題点:離職や収入低下などにより、返済困難者となっている場合が多く、借金を整理しただけでは問題解決に至らないケースが少なくない。

③解決策:府が貸金業者の負担などにより相談支援機関(ADR)を設置するとともに、市町村等とも連携を進めるなど相談支援機能の充実を図る。

④効果:借入れのある者の社会生活状況に応じた解決策・支援策を提示・誘導することにより、経済的な自立を促進する。

## 05 法務省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 検討要請

|                       |                         |                |         |  |
|-----------------------|-------------------------|----------------|---------|--|
| <b>管理コード</b>          | —                       | <b>プロジェクト名</b> |         |  |
| <b>要望事項<br/>(事項名)</b> | 大規模コンベンション参加者への入国サポート等の | 都道府県           | 大阪府     |  |
|                       | 制度化                     | 提案事項管理番号       | 1066070 |  |
| <b>提案主体名</b>          | 大阪府                     |                |         |  |

|                    |     |
|--------------------|-----|
| <b>制度の所管・関係府省庁</b> | 法務省 |
|--------------------|-----|

|                        |   |
|------------------------|---|
| <b>求める措置の具体的内容</b>     | <p>Sibos2012 等大規模コンベンション参加者の入国サポートのための空港規制区域内への案内者配置、入国審査等専用レーン設置を可能とする制度の創設</p> <p>(1)国際コンベンション関係者の出入国審査における臨時専用レーンの設置について</p>   |
| <b>具体的事業の実施内容・提案理由</b> | <p>①現状</p> <p>シンガポール、香港など国際コンベンション誘致に積極的にとりくむ各国・地域では、大規模な国際コンベンション参加者について、機側から入国手続き審査場までの案内者の配置、審査手続きの専用レーンの設置などを実現し、スムーズな入国をサポートすることで、国際コンベンション誘致の重要な施策としているが、我が国では、こうした柔軟な措置がとれていない。</p> <p>②問題点</p> <p>構造改革特区の第 11 次提案において、国際会議等の出席者への必要に応じた臨時専用レーンの設置との提案に対して、「国際会議等への出席者については、会議等の主催者等からの便宜供与依頼などにより、事前に参加者名・参加人数・入国時間帯等の情報を受けた上で、航空会社によるレーンへの確実な誘導があれば、入国審査時に必要に応じて臨時専用レーン等を設けることとする。」とされているが、臨時専用レーンの設置などを誘致の段階でPRできなければ誘致効果が得られない。また、大規模な国際会議では参加者が様々な航空会社を利用して入国することから個々の航空会社に対して確実な誘導を依頼することは困難である。</p> <p>③解決策</p> <p>大規模な国際コンベンションの誘致にむけて、一定の規模、条件を満たすコンベンションについては、その参加者の出入国手続きを簡素化するための臨時専用レーン設置、到着ゲートから入国審査・旅具検査場まで誘導するための案内者の配置を可能とする制度を創設する。</p> <p>④効果</p> <p>世界最大規模の国際金融関係会議である Sibos2012 の地元への経済波及効果は約 100 億円とされているなど、誘致実現による経済効果がきわめて高く、これまで英語圏のみで開催されてきたこれら大規模コンベンションの日本開催することにより、我が国の国際化が大きく促進する。</p> |

## 05 法務省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 検討要請

|                       |                                |                 |         |  |
|-----------------------|--------------------------------|-----------------|---------|--|
| <b>管理コード</b>          | —                              | <b>プロジェクト名</b>  |         |  |
| <b>要望事項<br/>(事項名)</b> | 大規模コンベンション参加者への入国サポート等の<br>制度化 | <b>都道府県</b>     | 大阪府     |  |
|                       |                                | <b>提案事項管理番号</b> | 1066071 |  |
| <b>提案主体名</b>          | 大阪府                            |                 |         |  |

|                    |                     |
|--------------------|---------------------|
| <b>制度の所管・関係府省庁</b> | 法務省<br>財務省<br>国土交通省 |
|--------------------|---------------------|

|                        |   |
|------------------------|---|
| <b>求める措置の具体的内容</b>     | Sibos2012 等大規模コンベンション参加者の入国サポートのための空港規制区域内への案内者配置、入国審査等専用レーン設置を可能とする制度の創設<br><br>(2)国際コンベンション関係者の誘導のため、到着ゲート等へ人を配置することについて  |
| <b>具体的事業の実施内容・提案理由</b> | <p>①現状</p> <p>シンガポール、香港など国際コンベンション誘致に積極的にとりくむ各国・地域では、大規模な国際コンベンション参加者について、機側から入国手続き審査場までの案内者の配置、審査手続きの専用レーンの設置などを実現し、スムーズな入国をサポートすることで、国際コンベンション誘致の重要な施策としているが、我が国では、こうした柔軟な措置がとれていない。</p> <p>②問題点</p> <p>構造改革特区の第 11 次提案において、国際会議等の出席者への必要に応じた臨時専用レーンの設置との提案に対して、「国際会議等への出席者については、会議等の主催者等からの便宜供与依頼などにより、事前に参加者名・参加人数・入国時間帯等の情報を受けた上で、航空会社によるレーンへの確実な誘導があれば、入国審査時に必要に応じて臨時専用レーン等を設けることとする。」とされているが、臨時専用レーンの設置などを誘致の段階でPRできなければ誘致効果が得られない。また、大規模な国際会議では参加者が様々な航空会社を利用して入国することから個々の航空会社に対して確実な誘導を依頼することは困難である。</p> <p>③解決策</p> <p>大規模な国際コンベンションの誘致にむけて、一定の規模、条件を満たすコンベンションについては、その参加者の出入国手続きを簡素化するための臨時専用レーン設置、到着ゲートから入国審査・旅具検査場まで誘導するための案内者の配置を可能とする制度を創設する。</p> <p>④効果</p> <p>世界最大規模の国際金融関係会議である Sibos2012 の地元への経済波及効果は約 100 億円とされているなど、誘致実現による経済効果がきわめて高く、これまで英語圏のみで開催されてきたこれら大規模コンベンションの日本開催することにより、我が国の国際化が大きく促進する。</p> |

## 05 法務省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 検討要請

|               |                                       |          |         |  |
|---------------|---------------------------------------|----------|---------|--|
| 管理コード         | —                                     | プロジェクト名  |         |  |
| 要望事項<br>(事項名) | 商業・法人登記業務の行政書士への開放(オンライン申請に限定したもので結構) | 都道府県     | 滋賀県     |  |
| 提案主体名         |                                       | 提案事項管理番号 | 1069010 |  |
| 提案主体名         | 個人                                    |          |         |  |

|             |     |
|-------------|-----|
| 制度の所管・関係府省庁 | 法務省 |
|-------------|-----|

|  |
|--|
| 求める措置の具体的内容  |
| <p>企業や市民が、行政書士に許認可申請や定款・議事録作成業務を依頼した際に、そのままの流れで行政書士が商業・法人登記申請代理を行えるようにして頂きたい。</p> <p>具体的内容としては、司法書士法を改正し、行政書士が商業・法人登記を行うことができる旨を明文化して頂きたい。</p>   |
| 具体的事業の実施内容・提案理由  |
| <p>政府は、現在の不況を打破すべく、様々な経済活性化のための施策・法改正をしておりますが、現実には、司法書士による登記申請の独占がネックとなっしまい、その施策・法改正が十分に活用されない事態が生じています。</p> <p>(具体的な問題については別紙をご参照ください)、</p> <p>このような事態は、本来「登記申請書だけ」を作成する職業である司法書士が、事実を確定する書類(定款・議事録など)まで「ついでに」作成してしまうため、起こる問題です。</p> <p>許認可制度やビザ手続きの専門家である行政書士が関与すれば、このような事態は回避できます。</p> <p>■本提案のメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 別紙記載のような、依頼者のニーズにそぐわない登記を回避し、会社にとってムダな出費を削減できる。</li> <li>○ 国民にとって相談先が増えるので、(財)民事務協会に対して国が支出している予算を削減できる。</li> <li>○ 行政書士が電子申請により登記申請する事により、電子政府の推進へ寄与し、登記に関する国の予算削減に繋がる。</li> <li>○ 少数の司法書士による登記申請の独占、という「既得権益」を除去し、報酬の高止まりを防げる。</li> <li>○ 定款・議事録を作成した行政書士が、その流れで登記すれば、法務局からの質問にその場で回答することができるため、適正な登記に資する。</li> </ul> <p>本提案は、オンラインに限定したもので結構です。</p> <p>また、本提案の実施による特段の問題は生じないと考えられますが、もし法務省が何らかのデメリットがあると考えられる場合には、まず特区にて、本当にそのようなデメリットがあるのかどうか、試験実施して頂きたい。</p> |



## 05 法務省 特区第18次・地域再生第8次(非予算) 検討要請

|               |                |         |          |         |
|---------------|----------------|---------|----------|---------|
| 管理コード         | —              | プロジェクト名 |          |         |
| 要望事項<br>(事項名) | 登記事務の地方自治体への移管 |         | 都道府県     | 滋賀県     |
|               |                |         | 提案事項管理番号 | 1069020 |
| 提案主体名         | 個人             |         |          |         |

|             |     |
|-------------|-----|
| 制度の所管・関係府省庁 | 法務省 |
|-------------|-----|

|                 |  |
|-----------------|--|
| 求める措置の具体的内容     | <p>企業や市民が、気軽に登記制度にアクセスでき、かつ、現在の法務局関連の予算を削減して地域主権を推進するため、登記事務を法務局から地方自治体へ移管して頂きたい。</p>  |
| 具体的事業の実施内容・提案理由 | <p>本提案におけるメリットは、以下のようなものがあると考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ オンライン化の進んだ現在では、登記についても地方自治体が管理し、事務を行うことが行政の簡素化・合理化に資する。(そもそも、地域に存在する不動産や法人についての登記が、その自治体でなく、国の出先機関である法務局の管轄であることの方が不合理である。)</li> <li>○ 昨今の法務局の統廃合により、近くにあった法務局が無くなってしまい、市民が登記情報にアクセスしにくくなってしまった現状も解決できる。</li> <li>○ 国の登記に関する予算削減、地域主権・財源委譲に資する。</li> <li>○ 国が財団法人民事法務協会に対して支出している予算を削減できる。</li> </ul> |